

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

長崎市は平坦地が少なく、斜面地にも住宅地が広がっているという地形的な特徴から、集中豪雨時の河川の溢水、市街地の冠水、斜面地の崩壊等に際して被害を受けやすい都市構造となっている。昭和57年7月23日に長崎市を襲った集中豪雨(長崎大水害)は、降り始めから25日までの3日間に573mmもの降雨量をもたらし、尊い命と多くの財産を奪うとともに、経済活動・都市機能などに甚大な被害をもたらした。

長崎商工会議所が立地する市街地地域においては、中島川周辺の洪水ハザードマップが示されており、想定最大規模の雨量(24時間の総雨量1,085mm)の場合、中島川から周辺500m程の範囲においては0.5~3.0mの浸水が予想されている。

浦上川周辺では、洪水情報マップにより、昭和57年7月長崎大水害時の雨量(時間雨量12.7mm程度)の場合、淵町・梁川町地区、宝栄町・竹の久保町地区、城山川地区、油木川地区、岩屋川地区の一部において0.5~1.0mの浸水被害が予想されている。

(土砂災害:ハザードマップ)

長崎市のハザードマップによると、市内には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を合わせて東部本庁地区(市内中心部を含む)をはじめとする22地区が指定されており、市内全域において広範囲に点在している。指定外の区域でも地震ほか大雨時に被害をおよぼすものと思われる危険区域があるので、十分な警戒が必要である。

(地震:J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、長崎市においては震度6弱以上の地震が今後30年間で0.1~10.5%以上の確率で発生すると予想されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を有しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(その他)

長崎市は、西に五島灘、北東に大村湾、南東に橘湾の三方を海で囲まれており、西海型気候区に入り、年平均気温は17.2℃、年間降水量は1,857mmで温暖多雨な気候となっており、特に沿岸部は対馬暖流の影響で、冬は暖かく、夏は比較的涼しくなっている。

(2) 商工業者の状況

長崎市の産業分類別構成比は、全国値と比べて第2次産業の占める割合が低く、サービス産業(第3次産業)が多いという産業構造になっている。特に、当地域は、サービス産業(第3次産業)事業所の割合が8割超と全国値と比較しても高く、観光関連のホテル・旅館業や交通事業者など地域における中

堅企業を中核として小売業、飲食業、サービス業、土産品関連の食品製造小売業など、裾野が広い産業が集積している。

事業者の約6割が長崎市中心市街地活性化基本計画の計画区域内を中心とした長崎市の中央地区に集中しており、事業者の5割超を小規模事業者が占めている。

- ・商工業者等数:18,840(H28経済センサス)
- ・小規模事業者数:10,336(H28経済センサス)

【内訳】(主な業種を掲載)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	製造業	809	661	地区内に広く分散している
	建設業	1,381	1,265	地区内に広く分散している
	卸売・小売業	5,216	3,102	特に市内中心部に多い
	宿泊・飲食サービス業	2,514	1,459	特に市内中心部に多い
	医療・福祉	1,933	580	地区内に広く分散している
	サービス業(生活関連)	1,787	1,459	地区内に広く分散している
	サービス業(その他)	1,236	733	地区内に広く分散している

(3)これまでの取組

1)長崎市の取組

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2)長崎商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・本所保険を取り扱っている損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・長崎市が実施する防災(消防)訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、防災・減災に関する取組について、実施ができていない。

また、緊急時の取組についても漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える本所経営指導員等の職員が不足している。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、BCP策定のためのセミナーを年1回以上開催する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、長崎商工会議所と長崎市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

長崎商工会議所、長崎市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・長崎商工会議所では、現在事業継続計画を作成中。

3) 関係団体等との連携

- ・連携している損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況について、巡回および窓口経営指導時に確認を行う。
- ・必要に応じて長崎商工会議所、長崎市との間で、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード7以上の地震)が発生したと仮定し、長崎市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の安否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況)等を長崎商工会議所、長崎市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・長崎商工会議所、長崎市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身
がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

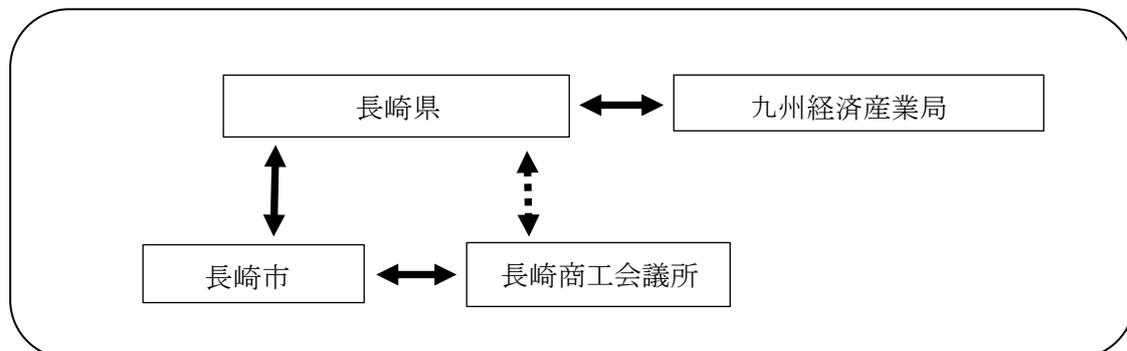
本計画により、長崎商工会議所、長崎市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回連絡する
2週間～1ヶ月	1日に1回連絡する
1ヶ月以降	2日に1回連絡する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、長崎市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決める。
- ・長崎商工会議所、長崎市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・長崎商工会議所、長崎市が共有した情報を、長崎県が指定する方法(「長崎県における中小企業関係被害状況報告について(通知)」令和元年8月28日産政第79号)により、長崎市から長崎県へ報告する。

<連絡体制図>



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、長崎市と相談する。(長崎商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・発災後2週間を目処に安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

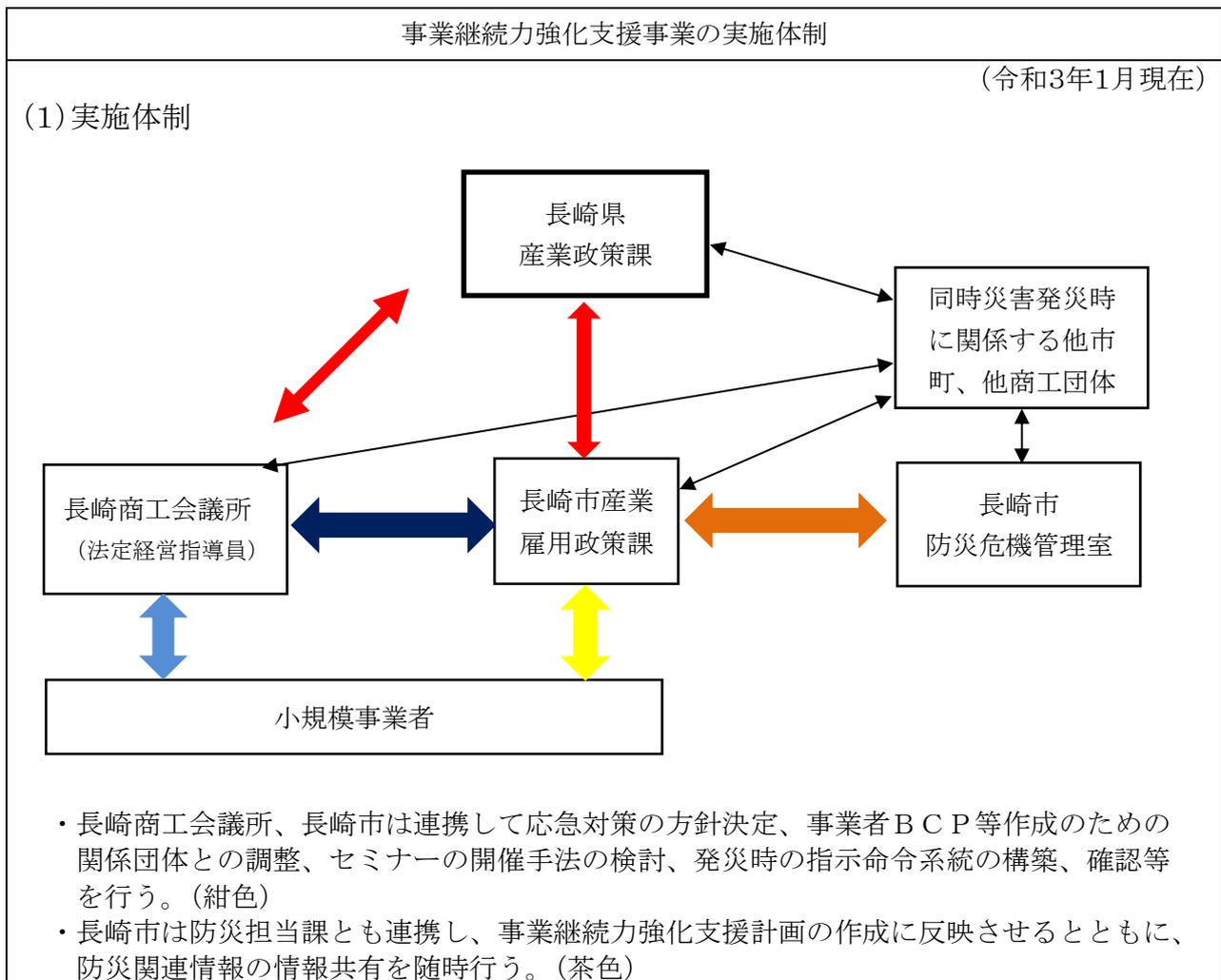
- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を長崎県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



- ・長崎商工会議所は、事業者BCP等作成の伴走支援、セミナーの実施、事業者のフォローアップを行う。(水色)
- ・長崎市は長崎商工会議所とともに小規模事業者に対しフォローアップ等を実施。(黄色)
- ・発災時は商工業者の被害を確認し、長崎県に報告を行うとともに、県とも連携して復興支援に取り組む。(赤色)
- ・発災地域が他市町、他商工団体に及ぶ場合は、それぞれが被害実態の把握などで連携する。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

長崎商工会議所 商工振興課 植村輝宏

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

① 商工会／商工会議所

長崎商工会議所 中小企業振興部

〒850-0031 長崎県長崎市桜町4-1

TEL:095-822-0111 / FAX:095-825-1490

E-mail:sodan@nagasaki-cci.or.jp

② 関係市町

長崎市 産業雇用政策課

〒850-8685 長崎県長崎市桜町4-1

TEL:095-829-1313 / FAX:095-829-1151

E-mail:sangyo@city.nagasaki.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
【セミナー】	300	300	300	300	300
【制度周知(巡回・窓口)】	0	0	0	0	0

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費（会議所自主財源）、県補助金、参加者負担金（受講料、受験料等）

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等